

# 育成料の改定について

## 1 育成料改定に向けた市の考え方

子ども・子育て支援制度導入後、はじめて市民や教育・学童保育クラブ関係者等の検討による答申を踏まえて、次の方針に基づき育成料を改定する。

- (1) 新制度の移行によって、指導員の配置を増やしたことにより、学童保育クラブの運営経費は増加しているが、この増加分は公費による負担となっている。今後、事業を安定かつ継続的に運営していくためには、運営経費に見合った適正な利用者負担を求めることが必要である。
- (2) 国や市では、育成料の利用者の負担割合は50%としているが、2015年度の利用者負担割合は17.5%となっており、公費と利用者の負担の公平性を図るため、育成料を増額する必要がある。
- (3) 育成料の増額については、経済的負担が大きいという理由で学童保育クラブを利用できなくなることは、社会的なニーズの高まりに逆行することになるため、所得の低い世帯や多子世帯に配慮する必要がある。

## 2 改定後の育成料

(1) 改定額（下記表1、表2）

- ① 学童保育クラブの育成料を月額9,000円に改定する。
- ② 所得の低い世帯に配慮するため、世帯の市民税額に応じた5区分の減免を設定する。
- ③ 多子世帯に配慮するため、同時に二人以上の児童が利用する場合の二人目以降の育成料は、月額3,000円に据え置くとともに、所得の低い世帯は月額1,500円とする。

【表1】新育成料（月額）

| 減免階層  | 所得割課税額                      | 育成料    | 同時に二人以上の児童が利用する場合の二人目以降 |
|-------|-----------------------------|--------|-------------------------|
| 減免区分1 | 生活保護・非課税世帯                  | 0円     | 0円                      |
| 減免区分2 | 均等割のみ課税世帯以上 48,600円未満       | 3,000円 | 1,500円                  |
| 減免区分3 | 所得割課税 48,600円以上 60,000円未満   | 6,000円 | 3,000円                  |
| 減免区分4 | 所得割課税 60,000円以上 162,000円未満  | 7,000円 | 3,000円                  |
| 減免区分5 | 所得割課税 162,000円以上 313,000円未満 | 8,000円 | 3,000円                  |
| 減免なし  | 所得割課税 313,000円以上            | 9,000円 | 3,000円                  |

【表2】 答申との比較（月額）

| 減免階層   | 収入（目安）            | 現育成料    | 答申で示された育成料 | 新育成料    |
|--------|-------------------|---------|------------|---------|
| 減免区分 1 | ～約 150 万円         | 0 円     | 0 円        | 0 円     |
| 減免区分 2 | 約 150 万円～約 290 万円 | 3,000 円 | 3,500 円    | 3,000 円 |
| 減免区分 3 | 約 290 万円～約 350 万円 | 6,000 円 |            | 6,000 円 |
| 減免区分 4 | 約 350 万円～約 610 万円 |         | 7,100 円    | 7,000 円 |
| 減免区分 5 | 約 610 万円～約 950 万円 |         | 8,100 円    | 8,000 円 |
| 減免なし   | 約 950 万円以上        |         | 9,100 円    | 9,000 円 |

## （2）収支の変化

改定により児童一人あたりの育成料は月額平均 1,309 円の増額となり、年間で約 6,914 万円の歳入増加が見込まれる。

### ■児童一人当たりの平均育成料

|        | 合計      |
|--------|---------|
| 改定前/月  | 5,229 円 |
| 改定後/月  | 6,538 円 |
| 平均増額/月 | 1,309 円 |

### ■市歳入の試算

|        | 歳入額           |
|--------|---------------|
| 改定前/年  | 237,852,000 円 |
| 改定後/年  | 306,992,312 円 |
| 歳入増額/年 | 69,140,312 円  |

## 3 育成料の改定時期

2017年度は周知期間とし、2018年度から新たな育成料を適用する。

## 4 育成料に係る条例の改正

育成料の改定にあわせ、現状の育成料に係る条例の改正を以下のとおり行う。

＜町田市学童保育クラブ設置条例＞

第 11 条の「月額 6,000 円」を「月額 9,000 円」に改定。

（現行）

（育成料等）

第11条 クラブに入会した学童の保護者は、町田市学童保育クラブ育成料(以下「育成料」という。)として、月額6,000円を市長が指定した納期限までに納入しなければならない。

※平成29年3月議会に改正案を上程

※減免の詳細については、町田市学童保育クラブ設置条例施行規則第 10 条で定めているため、本規則を一部改正

## 市民意識調査から見た育成料の見直しの妥当性について

問13 保育サービスの公平性の観点から、月額育成料の改定を行う場合、あなたはどの程度なら妥当と思いますか。あなたの考えにもっとも近いものはどれですか。  
(答えは1つ)

| 回答項目               | 回答数   | 構成比   | 回答項目の代表値 | 項目ごとの総体値<br>(回答数×代表値) |
|--------------------|-------|-------|----------|-----------------------|
| 月額1,000円未満の増額      | 280   | 24.5% | 0円       | 0円                    |
| 月額1,000円程度の増額      | 338   | 29.6% | 1,000円   | 33万8,000円             |
| 月額3,000円程度の増額      | 107   | 9.4%  | 3,000円   | 32万1,000円             |
| 月額5,000円程度の増額      | 37    | 3.2%  | 5,000円   | 18万5,000円             |
| 月額5,000円から1万円程度の増額 | 164   | 14.4% | 5,000円   | 82万円                  |
| むしろ減額すべきである        | 146   | 12.8% | ▲1,552円  | ▲22万6,592円            |
| その他                | 55    | 4.8%  |          |                       |
| 不詳                 | 14    | 1.2%  |          |                       |
| 合計                 | 1,141 | 100%  |          |                       |
| その他・不詳を除いた合計       | 1,072 |       |          | 143万7,408円            |

1,000円程度の増額が最も多い値であるものの、それ以上の増額やそれ以下の減額についても意見がでていることを踏まえ、回答者全体で見た場合の妥当な育成料について考えた。

①調査結果の全体を把握するために、各項目の代表値を設定した。

②各項目の代表値にそれぞれの回答数を乗じた総体値を算出し、その合計を「その他・不詳」を除いた回答数の合計で除した。

③代表値は回答項目に幅がある場合は一番低い値を設定し、「減額すべき」については、はじめに「0円」として設定し算出した全体の妥当額が1,552円であったため、「-1,552円」を減額すべき項目の代表値とした。

↓

「その他・不詳」を除き合計額を回答数で除すると、

$1,437,408円 \div 1,072人 = 1,340円$  となり、意識調査全体としては、一番低い設定で見ても、

**「月額平均1,340円程度の増額が妥当である」と解釈した。**